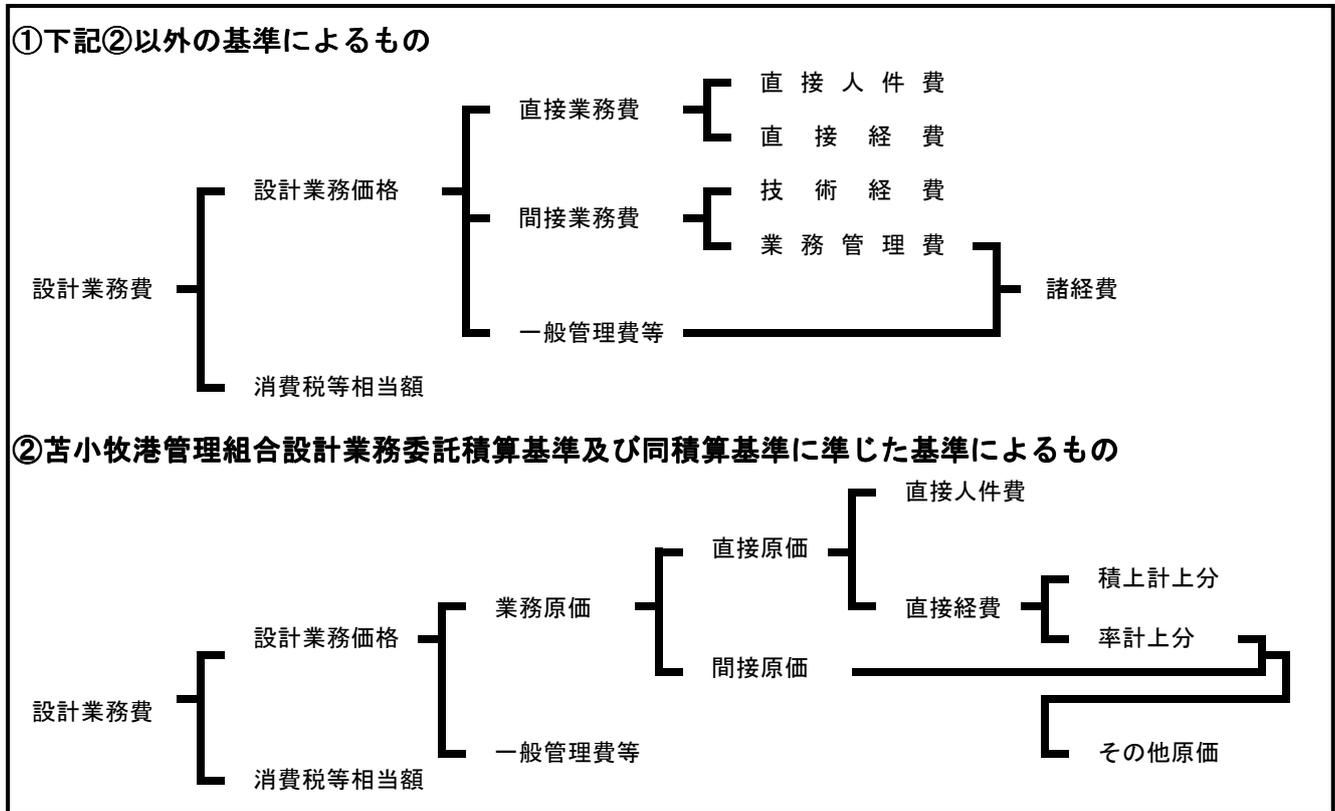


設計（土木）に係る最低制限価格の算定の取扱いについて

平成25年10月11日以降に公告する地域限定一般競争入札から、苫小牧港管理組合所管の設計業務等に係る積算基準を一部改正します。

今回の改正により最低制限価格の算定についても、その積算基準に対応した設定基準に変更します。

○現行の積算基準【設計（土木）】※変更なし



○最低制限価格の算定基準【設計（土木）】

苫小牧港管理組合が所管する委託業務については、主な工種により積算基準を定めていることから、設計書の構成により次の（ア）、（イ）のどちらかの設定基準に基づき、最低制限価格を算定しております。

設 定 基 準	備 考
(ア) ① 直接人件費＋直接経費＋技術経費×0.6＋諸経費×0.6 ② (直接業務費)＋技術経費)×1.28 ※ ①と②を比較し、高い方の額で設定	(イ)以外(工損調査、補償物件調査)
(イ) 直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.3	苫小牧港管理組合所管の委託業務、(補償物件調査の追加)
※補償物件調査の設定基準が、平成25年10月11日以降に公告する地域限定型一般競争入札の積算を行う案件から、(イ)の設定基準に変更となります。	

●問い合わせ先

苫小牧港管理組合 総務課財務係 TEL：(0144)34-5805